



## ● 補助対象事業者

- ・唐津市内で新たに創業しようとするもの
- ・空き店舗等を借りて新たに新店しようとする個人及び法人

※補助金申請には、事前に事業計画等について、事業所所在地（予定）にある各商工団体（唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会）に相談し、確認を受ける必要があります。また、商工団体の会員である必要があります。新規に会員になる方も対象です。

※以下に該当する者は、補助対象になりません。

- 市税の滞納者
- 政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団員など
- 農業、林業、漁業に属する者(会社を除く)
- 補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

事業期間  
交付決定日から  
令和7年3月17日  
まで

## ● 補助率および補助金額

### ① 新規創業者

補助率：3分の1

【市内新規創業】 補助金額：上限 50万円

【空き店舗等活用創業】 補助金額：上限100万円

### ② 市外からの移住者

補助率：2分の1

【市内新規創業】 補助金額：上限100万円

【空き店舗等活用創業】 補助金額：上限150万円

## ● 申請期間 （郵送または電子メールでの提出にご協力ください。）

令和6年5月2日（木）～12月27日（金）（郵送必着）

※申請受付順に随時審査を行い、交付決定後の事業開始となります。

※申請額が予算の上限に達した場合、申請期間内でも募集を終了することがあります。

## ● 申請書類 （様式は、窓口やHPで入手してください。）

- 経営指導員による確認書（第1号様式）
- 申請書（第2号様式）
- 事業計画書（別紙2）
- 収支計算書（別紙4）
- 市税納税証明書
- 出店場所が分かる資料
- 見積書（2者以上）
- 空き店舗等状況証明書（空き店舗活用の場合）

※見積書は2者以上から取るなど、経費削減に努めてください。また、市内業者への発注に努めてください。

※配布場所 唐津市ホームページ、各申請窓口（商工振興課、各市民センター産業・教育課）  
唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会

申請先：唐津市役所 経済部 商工振興課（大手ロセンタービル5階）

唐津市役所 各市民センター産業・教育課

郵送：〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所 商工振興課 宛

- 問い合わせ TEL：(0955) 72-9141 FAX：(0955) 72-9182  
(商工振興課) メール：[syoukou@city.karatsu.lg.jp](mailto:syoukou@city.karatsu.lg.jp)

HPは  
こちら



※補助対象になる事業（経費）について詳しくは裏面をご覧ください。

## ● 補助対象となる事業（主な経費）

- ・新規創業に要する改装費用
  - ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
  - ・外部に委託するマーケティング調査に係る経費
  - ・広報費に係る経費 など
- ※下限：補助対象経費30万円

## ● 対象事業のイメージ



新規出店に必要な  
空き店舗を改装



創業に必要な官公庁へ  
の申請書類作成



マーケティング調査



折り込みチラシやWEB広告

## ● 語句の説明

**移住創業者** 3年以上市外に居住し、令和5年4月1日以後に市内に転入した者（原則として、市外における店舗運営、経営等の実務経験を要する者に限る。）であって、市内で当該実務経験を活かして創業等を行うものをいう。

### 空き店舗等

過去に営業していた実績があり、おおむね1か月以上営業が行われていない店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の建物内のものを除く。）又はおおむね1か月以上無人の状態にある建物若しくは空き家であって、改装等により店舗として活用できるものをいう。

### 新規創業

- ①事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始すること
- ②事業を営んでいない個人が、新たに市内で法人を設立し、事業を開始すること

## ● 補助の対象にならない事業（経費）

補助対象外経費	例
汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高い物	パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器等（Wi-Fiルーター、サーバーなど）、複合機、ラミネート機、電話機、家庭用及び一般事務用ソフトウェア など
不動産の購入	新規店舗の土地、駐車場増設の土地 倉庫 など
公租公課費	消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙など
継続的に係る経費	光熱水費、燃料費、システム保守料、インターネット回線料など